

大阪府立山田高等学校における校内清掃作業・施設等維持管理業務について、
次のとおり公表します。

【契約締結前の公表】

大阪府立山田高等学校がシルバーパートナーセンターから業務委託の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、大阪府財務規則第61条の3の規定により公表する。

平成30年3月23日

大阪府立山田高等学校 校長 渡邊 健一

1. 業務内容 校内清掃作業・施設等維持管理業務委託
2. 契約の相手方 吹田市千里山松が丘26番23号
公益社団法人 吹田市シルバーパートナーセンター
理事長 後藤 旬寸
3. 契約の相手方の決定方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約
4. 選定理由
 - ・吹田市内に所在し、円滑に業務の履行が可能であること。
 - ・臨時的かつ短期的な就業希望している高齢退職者のために当該就業の機会を確保し及び組織的に提供する業務を行っていること。
 - ・過去に履行実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。